

脱炭素電源地域貢献型 投資促進事業の概要

**令和8年2月
資源エネルギー庁電力基盤整備課**

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

国庫債務負担行為含め総額 **2,100億円**

令和8年度予算（案）400億円（新規）

事業の内容

事業目的

グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大。また、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題になっている。

本事業では、電力需要家による脱炭素電力の活用及び脱炭素電源立地自治体への貢献を条件に、需要家がGX関連投資をする際のCAPEX支援を行うことにより、脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大を同時実現を目指す。

事業概要

脱炭素電源の立地地域に企業立地し、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う場合に、当該企業立地に係る設備投資に対する支援を実施。

また、脱炭素電源立地地域への企業立地に加え、地域共生基金や企業版ふるさと納税等を通じて、遠隔地から脱炭素電源立地地域に貢献する企業についても、一定程度の支援を実施。

なお、脱炭素電源の供給増という最終的な目的を踏まえ、新設・再稼働電源等の活用による電力供給の増加見込みや、発電事業者による電源投資を促進するような電力供給契約（PPA）の有無も踏まえて支援強度を決定。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率／補助上限額は、以下（A）～（C）の価値に応じて決定する
 （A）使用する脱炭素電源の立地地域への貢献度合い（企業立地等）
 （B）使用する脱炭素電源との紐づき（PPA等）
 （C）使用する脱炭素電源の種類（新設・再稼働電源等）

成果目標

令和8年度から12年度の事業であり、中期的には脱炭素電源立地自治体への企業立地及びPPAなど脱炭素電源を需要家が支える事例の創出、長期的には脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大を目指す。

GX2040ビジョンの概要（2025年2月 閣議決定）

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

- 2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。
- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

- 令和7年2月に閣議決定されたGX2040ビジョンにおいて、目指すべきGX産業構造と、その実現に向けた産業立地政策の方向性を示していたところ。具体的には、「①革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指す」という方針を示しつつ、特に脱炭素電源の活用とDC立地については以下のような方針を掲げていた。

<脱炭素電源の活用>

- 脱炭素電力等のグリーンエネルギーの供給拠点には地域偏在性があることから、「エネルギー供給に合わせた需要の集積」という発想が必要。GX産業への転換が求められるタイミングで、効率的・効果的にスピード感をもって、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、今後の地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。
- その実現に向けて、需給一体型で効果的に脱炭素電力の利用や整備を進めるため、企業に対して、脱炭素電力の利用を促すインセンティブ措置を検討する。これにより、脱炭素電力に対する需要を具体化させ、自治体にとっても脱炭素電源を整備するインセンティブとなることを目指す。
- その上で、企業の立地選択においてはビジネス環境等の要素も関係することから、必ずしも脱炭素電源が豊富な地域に立地するとは限らない。一方で、脱炭素電源が豊富な地域から離れた地域で事業を行う場合にも、契約上の措置により、脱炭素電源由来の電力を利用するなど脱炭素電力の恩恵を受けることは可能である。そのため、積極的に脱炭素電力を整備する地方公共団体に対しては、脱炭素電力を求める企業に対する脱炭素電力の供給量を重視しながら、企業の立地によって得られた成長の果実を共有する仕組みを検討する。

<DC立地>

- 脱炭素電源の偏在性、レジリエンスの観点からも地域分散を進める必要。電力インフラの整備は一般的に通信基盤の整備より時間も含めコストがかかることが想定される。
 - まずは電力インフラから見て望ましい場所や地域への立地を促進させ、必要となる次世代の通信基盤についても、それと整合性をもって計画的に整備を進める。電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、AI活用を通じたDXを加速させ、成長と脱炭素の同時実現を目指すGXの効果を最大化させていく。
- こうしたGX2040ビジョンの方針を踏まえつつ、令和7年4月より、「GX産業構造実現のためのGX産業立地ワーキンググループ」での議論を開始し、8月にはGX産業立地政策の具体的な措置として「GX戦略地域制度」を創設した。

③脱炭素電源活用型（GX産業団地）

- グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大。また、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題になっている。
- 脱炭素電源の立地には偏在性がある中で、「需要を供給に近づける。」という発想で、脱炭素電源の立地地域への産業集積を進め、脱炭素電源立地地域の裨益を高めることにより、脱炭素電源の供給増につなげていくという好循環を生み出していくことが重要。
- 実際、一部の電源立地地域においては、脱炭素電源を活用した工業団地の造成等の動きもあるが、（Ⅰ）需要家側からみた魅力が十分ではない場合もある、（Ⅱ）団地造成、電源整備、企業誘致などを総合的に行う余力が自治体がない、といったことから、構想段階で留まっているものも多い。
- 「脱炭素電源立地地域の裨益を高め、脱炭素電源の供給増につなげ、企業の国際競争力も高めていく。」という好循環の構築はGX実現に向けた鍵であり、こうした産業構造へのトランジションに向けて、③脱炭素電源活用型において、自治体によるGX産業団地の整備をサポートし、投資の受け皿を整備していく。

④脱炭素電源地域貢献型

- GX産業団地（投資の受け皿）の整備に加えて、事業者に対しても、脱炭素電源を活用し、当該電源立地地域（GX産業団地を含む）に立地を促していく仕組みが必要である。そのため、③脱炭素電源活用型と連携しつつ、④脱炭素電源地域貢献型において、脱炭素電源を活用し、当該電源立地地域に貢献する事業者へのサポートを行うことで、脱炭素電源立地地域における産業クラスターの形成を促進する。

類型④：脱炭素電源地域貢献型の支援の方向性

類型④：脱炭素電源地域貢献型

- GX産業団地（投資の受け皿）の整備に加えて、事業者に対しても、脱炭素電源を活用し、当該電源立地地域（GX産業団地を含む）に立地を促していく仕組みが必要である。
- そのため、脱炭素電源を活用して付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、GX産業団地その他の活用電源の立地地域に企業立地する事業者に対して、設備投資の支援を実施していく。
- また、脱炭素電源立地地域への企業立地が最も望ましいが、ビジネスの関係から、脱炭素電源立地地域外に立地せざるを得ない企業がいるのも事実。こうした状況を踏まえると、地域共生基金や企業版ふるさと納税等を通じて、遠隔地から脱炭素電源立地地域に貢献する企業についても、一定程度の支援を実施していく。
- なお、脱炭素電源の供給増という最終的な目的を踏まえると、
 - ・発電事業者による投資の予見可能性を向上させるためのPPA契約、
 - ・新設・再稼働電源の活用[※]を推進していく必要があり、こうした電力契約に関する要素も踏まえて支援強度を決定していく。

※ 脱炭素電源を豊富に保有し、安定的に稼働させて大都市圏に貢献する地域（以下「脱炭素電力供給地域」という。）への裨益を高めることは、脱炭素電源の安定的な稼働の観点からも重要。既設電源であっても、脱炭素電力供給地域の電源を活用する事業者については支援対象に含めることとする。

「GX戦略地域制度」の創設

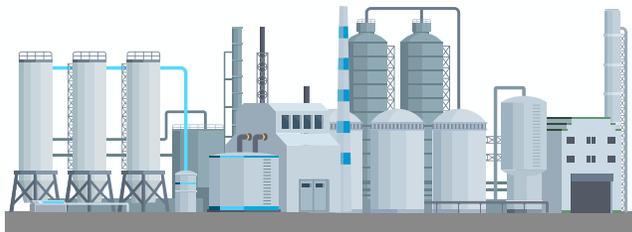
- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- ①～③類型では、自治体及び企業が計画を策定し、参画した上で、国が地域を選定し、支援と規制・制度改革（国家戦略特区制度とも連携）を一体的に措置する。④類型では、脱炭素電源を活用する事業者支援を行う。

「GX戦略地域制度」の類型

地域選定

① コンビナート等再生型

コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成



地域選定

② データセンター集積型

電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成



地域選定

③ 脱炭素電源活用型 (GX産業団地)

脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成



事業者選定

④ 脱炭素電源地域貢献型

(脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し)

地域選定のスケジュール (①～③類型)

12月23日
公募開始



公募

2月13日
〆切



一次審査※

春頃
有望地域決定



計画の洗練/最終審査※

夏頃
最終決定



支援を実施

※外部有識者による審査委員会において審査

GX戦略地域制度を通じたGX産業クラスターの創出（中間とりまとめ）

- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、自治体／企業の発意で「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- 地域選定を行う①～③類型と、事業者選定を行う④類型に整理。自治体／企業の相当なコミット及び計画への参画を前提として、国が産業クラスターの形成を支援と規制・制度改革の一体措置でサポートする。

	地域選定 ①コンビナート等再生型	地域選定 ②データセンター集積型	地域選定 ③脱炭素電源活用型 (GX産業団地)
概要	コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成	電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成	脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成
選定要件	革新性、経済性、インパクトを伴う競争力の高い計画であること 等	<ul style="list-style-type: none"> 電力インフラの拡張余力、 地域共生 等 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素電力100%を活用する団地を整備すること 脱炭素電力の供給増コミット 等
自治体及び企業のコミット／参画状況 ※計画は自治体及び企業が策定			
主な支援	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備の転換支援、その他インフラ整備支援 用地転換支援（設備撤去等） JETROと協力した投資呼び込み GX推進機構による金融支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 先行的・計画的な電力系統の整備 通信インフラの整備支援 工業用水の確保に係る支援 AI開発・利活用に係る支援 	<ul style="list-style-type: none"> 公募申請の内容に応じて今後具体化 団地整備に係る総合サポート（事業環境整備／企業誘致等） 脱炭素電源や蓄電池等の整備支援
規制・制度改革（国家戦略特区と連携）			

事業者選定 ④脱炭素電源地域貢献型 (脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し)

高付加価値な製品を製造する事業者又はDC事業者であって、以下要件を満たす場合に設備投資を支援（補助率：最大1/2）

- （Ⅰ）脱炭素電力の100%活用、（Ⅱ）使用する脱炭素電源立地地域への貢献（当該地域への企業立地等の貢献）

脱炭素電源地域貢献型における支援

- 脱炭素電源を活用して付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用電源の立地地域に貢献する事業者に対して、設備投資の支援を実施していく。

○ 既存支援の活用 ● 新規支援

○ 公募申請の内容に応じて今後具体化

具体的な支援※1

1 脱炭素電源を活用する製造事業者への設備投資支援（補助率：最大1/2）※2

- 支援対象：建物費（土地代は除く）、機械装置費等
- 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
 - ・ 高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業であること
 - ・ 脱炭素電力を100%活用すること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること 等
- 支援強度：以下の（A）～（C）の価値に応じて、補助率／補助上限等を調整する。 ※価値の高さ：① > ②
 - A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い
 - ① 使用する電源立地地域に企業立地
 - ② その他に企業立地し、使用する電源立地地域に対して地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等
 - B) 電源との紐づき
 - ① PPA契約の活用
 - ② 脱炭素電力メニューの活用
 - C) 電源の種類
 - ① 新設・再稼働電源の活用
 - ② 既設電源※3の活用

2 脱炭素電源を活用するDCの整備支援（補助率：最大1/2）※2

- 支援対象：DC建物、冷却設備、受電設備等 ※GPU除く
- 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
 - ・ 脱炭素電力を100%活用していること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること
 - ・ 日本の計算資源分野の競争力強化に資すること等
- 支援強度：上と同様。なお、DCの場合は使用電源の立地都道府県への企業立地を必須要件とする。

脱炭素電源地域
貢献型
(事業者支援)

■ 脱炭素電源を活用し付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用する電源の立地地域に貢献する事業者に対して設備投資の支援を実施する（補助率：最大1/2※¹）。

支援事業者	一定規模以上の設備投資※を行い、産業要件&脱炭素電源要件を満たす大企業～中小企業 ※高付加価値な製品を製造する企業／DC事業者※ ²
支援対象	建物費（土地代は除く）、機械装置費等 ※DCの場合、DC建物、冷却設備、受電設備等（GPU除く）
産業要件	（Ⅰ）対象分野の成長性／重要性、（Ⅱ）対象事業の競争力、（Ⅲ）支援の必要性等を総合的に評価
脱炭素要件	脱炭素電力を100%活用することを前提としつつ、以下の3つの観点から支援の強度（補助率／補助上限額）を決定 A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い （電源の立地都道府県に企業立地／その他に企業立地し、地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等で貢献） B) 電源との紐づき（自家発電・PPA／脱炭素電力メニュー） C) 電源の種類（新設・再稼働電源／既設電源）

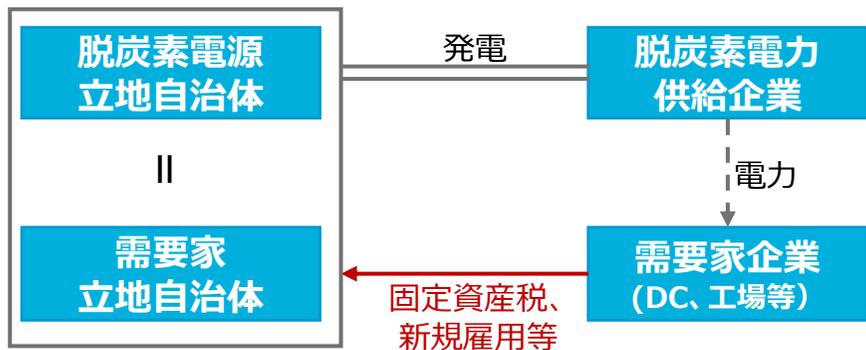
No.	使用する電源の立地地域への貢献度合い	電源との紐づき	電源の種類
1	電源の立地都道府県に企業立地	自家発電・PPA	新設・再稼働電源
2	電源の立地都道府県に企業立地	自家発電・PPA	既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)
3	電源の立地都道府県に企業立地	脱炭素電力メニュー (企業立地している都道府県の非化石価値を活用したメニューに限る)	新設・再稼働電源 or 既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)
4	その他に企業立地して貢献 (地域共生基金／企業版ふるさと納税等)	PPA	新設・再稼働電源
5	その他に企業立地して貢献 (地域共生基金／企業版ふるさと納税等)	PPA	既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)

高い
↑
支援強度

※1 中堅・中小：最大1/2、大企業：最大1/3を想定、※2 DCについては、No.1～3のみを支援対象とする
※予算編成の議論等を経て措置が確定することに留意

- 脱炭素電源の活用の形として、(Ⅰ) 電源立地自治体に需要家が立地するケースと、(Ⅱ) 電源立地自治体「外」に立地して、何らの形で脱炭素電力を利用するケース、が考えられる。
- 脱炭素電源の立地自治体の裨益を高めるためには、(Ⅰ) のケースを増やすか、(Ⅱ) のケースにおける裨益度を高める取組が必要となるが、その実現に向けた課題は何か。

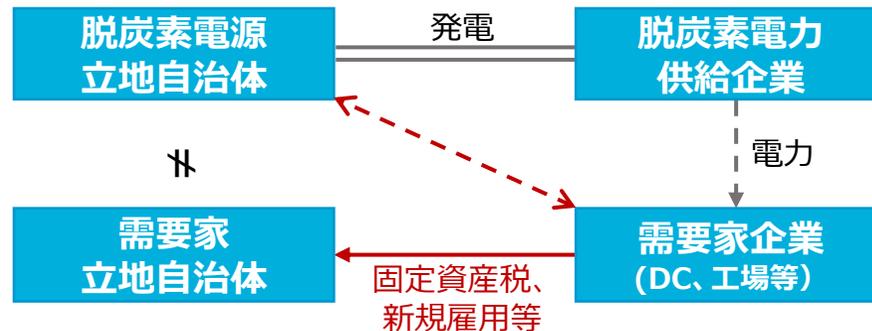
(Ⅰ) 電源立地自治体に需要家が進出する場合



(論点)

- 脱炭素電源立地自治体において、税収・雇用等の増加が期待できる一方で、需要家側としては、販売先やインフラ等との関係で、当該自治体への立地が合理的な選択とはならないケースも。
- 脱炭素電源近傍への需要家の立地をどのように促進していくか。

(Ⅱ) 電源立地自治体“外”に需要家が進出する場合



(論点)

- ビジネスの関係から、需要家は、脱炭素電源立地地域“外”に立地する場合があります、脱炭素電源立地自治体に直接的な裨益は生じていない。
- 脱炭素電源の供給量を増やすために、需要家は脱炭素電源立地自治体とどのような関係性を構築すべきか。

【参考】脱炭素電力供給地域について

第16回GX実行会議(令和7年12月22日)資料3(P50)を一部加工

- 脱炭素電源を豊富に保有し、安定的に稼働させて大都市圏に貢献する地域への産業立地等により裨益を高めつつ、GX関連産業への電力供給を確保することが重要。こうした観点から、所定の要件を満たす「脱炭素電力供給地域」の電源を活用する事業者を支援対象とする。
- ただし、新設電源を活用する事業者に関しては、脱炭素電源の供給増に貢献するものとして、上記の地域に限らず支援対象とする。

指定方法・指定要件

指定方法

- 最新の電力調査統計（支援を実施する年度の前年度1年間）のデータ※を活用し、補助事業の公募に先立って「脱炭素電力供給地域」を指定する。

※都道府県別の発電実績及び電力需要実績

指定要件

- 一の都道府県内における脱炭素電力自給率「脱炭素電気※¹の発電電力量(kWh)÷消費電力量」が、全国中央値を基準として指定する値※^{2・3}以上であること。

※¹ 脱炭素電気として、電力調査統計上の水力、原子力、風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物発電所の発電電力量をカウント。

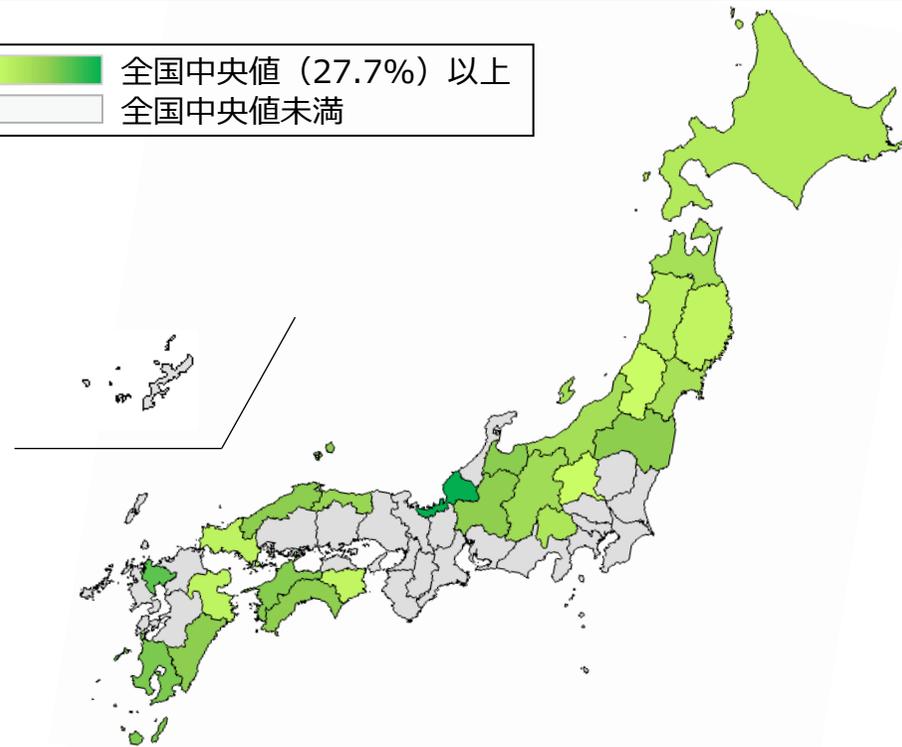
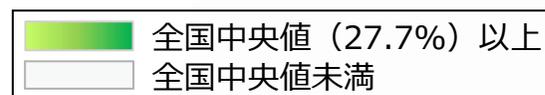
※² 2016年度から2024年度への変化率から算出した、今後の予測増加率を適用した値（年約2%ずつ増加）。2025年度は30%を想定。

※³ 脱炭素電力自給率の高さに応じた補助金採択審査上の加点も検討。

- 都道府県において、脱炭素電源の供給増に係る計画を策定し、それが履行される見込みがあること※。

※フォローアップすることを想定。真摯に履行されない場合の措置は検討中。

脱炭素電力自給率（2024年度）



（注）各都道府県における2024年4月～2025年3月の消費電力量に対する脱炭素電源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物、原子力）による発電電力量の割合。緑色が濃い地域ほど自給率が高い。

（出所）電力調査統計（都道府県別発電実績及び都道府県別電力需要実績、2025年12月23日時点）に基づき資源エネルギー庁作成